

京都市立京都工学院高等学校 部活動運営方針

平成 31 年 4 月 1 日

1. 部活動の在り方について

学校教育活動の一環として行われる部活動は、生徒の自主的自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しみ、体力の向上や健康増進、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものとする。また地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力や各種団体との連携を図るなど運営上の工夫を行うものとする。

2. 活動方針

- (1) 広大な施設や最新の設備を活用し、体育系・工学系・文化系ともに生徒が向上心と創意工夫をもって活動することで、学校の一層の活性化を目指す。
- (2) 各種競技会・コンテスト等において高い目標を追求することを通して、望ましい人間形成を図る。
 - ・A 方式 2 型で活動実績や人物を評価し生徒募集を行うラグビー部や、サッカーチーム、ボート部の三部は京都市立高等学校の強化指定を受けており、全国大会での活躍を目標に掲げ、校内の中心的な存在として活動し学校の活性化を図る。
 - ・各部において実態に応じた明確な目標を設定し、主体的に目標の達成を目指して出場する最後の大会までチームの仲間とともに鍛錬し活動する。

3. 部の成立

- (1) 設置する部活動は校長が認めたものとする。
- (2) 部活動は顧問等の管理の下に行う。
- (3) 部活動の新設・休部（復部）・廃部は「**部活動に関する規定**」に定める。

4. 部員

部活動への入部は 2 つまでとする。ただし各々の部活動に支障がないことを前提とする。なお、公式試合における外部諸団体の規定に抵触しないよう十分注意する。

5. 運営規定

京都市が策定した「**京都市立高等学校部活動ガイドライン**」に準じる。

- (1) 活動期間
 - ・4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。
- (2) 活動時間
 - ・原則平日は 3 時間程度、土曜日・日曜日及び祝日や休業日は 4 時間程度とする。
活動は合理的でかつ効率的に実施する。
 - ・行政機関及び高等学校体育連盟や高等学校野球連盟主催の公式大会に向けた休業日の練習試合については、各競技の特性や試合時間等の違いもあることから、必要に応じて午前・午後に分けてそれぞれ 2 時間程度の活動を認めることがある。ただし、常態化は認めない。高等学校文化連盟主催の行事についても同様とする。
 - ・長期休業中の練習については、休業日に実施する場合に準じる。その場合生徒・教

職員共に十分な休養を取れるよう、ある程度まとまった休養日を設けることとする。

(3) 休養日

- ・休養日は週当たり 1 日以上設定することとする。また、土・日曜日においては月当たり 2 回程度の休養日を設けることが望ましい。
- ・大会等により土・日曜日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・休養日の設定については、生徒の心身の状態を的確に把握し、練習内容や種目の特性、大会や発表会等の予定に十分考慮することとする。

(4) 活動計画

- ・各部活動ごとに年間及び月間計画を作成し、顧問から部員・保護者に周知する。
ただし、1 年間を試合期、充実期、休息期に分けて活動計画を立てるとともに、参加する大会や発表会を精選する。
- ・下記の期間は原則活動を休止する。
 - ① 定期考查 1 週間前から考查終了まで
 - ② 学校閉鎖期間

※大会前や競技の特性、医科学的な配慮から上記の期間であっても活動を特別に許可する場合がある。

6. 安全管理と事故防止について

(1) 安全管理

- ・校内施設、設備、用具等の定期的な安全確認を徹底する。
- ・複数の部活動が活動場所を共有する場合は、顧問間の連携により防球ネットの配置など安全対策を講じる。

(2) 事故防止

- ・生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神的な状態を適切に把握し、無理のないように留意する。
- ・気候や気象の変化に適切に対応し、落雷や熱中症予防などの安全対策を講じる。

7. 指導の在り方について 【京都市立高等学校部活動ガイドライン 3-(6)に準じる】

(1) 体罰、パワーハラスメント等の禁止

(2) スクールセクハラの防止

- ・教職員研修等を通じて SNS 等による個別連絡の制限や個別指導などが適切に行なわれるよう未然防止に努める。

8. 部費等

- ・部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとの会計報告を必ず行う。

★この運営方針は体育系及び工学系、文化系のすべての部活動を対象とする。